

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第442号)

平成18年3月3日

横情審答申第442号

平成18年3月3日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年8月22日総人第10041号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成14年度総人第542号）、特別職（助役、収入役、教育委員会委員）の任免について（平成14年度総人第560号）、横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成15年度総人第386号）、特別職（教育委員会委員・人事委員会委員）の任免について（平成15年度総人第394号）、横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成16年度総人第539号）及び教育委員会委員の任免について（平成16年度総人第548号）」の開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成 14 年度総人第542号）、特別職（助役、収入役、教育委員会委員）の任免について（平成14年度総人第560号）、横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成15年度総人第386号）、特別職（教育委員会委員・人事委員会委員）の任免について（平成15年度総人第394号）、横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成16年度総人第539号）及び教育委員会委員の任免について（平成16年度総人第548号）」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「2003年 1 月以後の教育委員の退任理由及び教育委員の選任過程及び選任理由の行政文書（人事課）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成17年 5 月26日付で行った「横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成14年度総人第542号）、特別職（助役、収入役、教育委員会委員）の任免について（平成14年度総人第560号）、横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成15年度総人第386号）、特別職（教育委員会委員・人事委員会委員）の任免について（平成15年度総人第394号）、横浜市教育委員会委員の任命に関する市会提案について（平成16年度総人第539号）及び教育委員会委員の任免について（平成16年度総人第548号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）により開示されたこれら文書に加え、選考過程及び選任理由について記載された文書の開示を求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件申立文書を特定し、開示決定を行った理由は、次のように要約される。

本件請求の対象となる行政文書には、横浜市教育委員会委員（以下「教育委員」という。）の選任に当たり市長までの意思決定を行う横浜市会（以下「市会」という。）提案に係る文書と、任命に関して市会の同意が得られた者及び退任する者に対する発令行為に係る文書が該当し、当該文書について非開示とする部分がないことか

ら横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により全部開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張する本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 開示された内容は、当方が求めた「選考過程及び選任理由」としては不十分（その点について記載された文書が存在すると考える）であるので、改めて「選考過程及び選任理由」の開示を求める。

(2) 教育委員の選任については、市長の権限である。その選任に当たって、その選考過程や選任理由に関する行政文書が存在しないのは、納得できない。例えば、平成17年2月2日付けの平成17年度都市経営の基本方針の中で、中田市長は次のように述べている。

「情報提供の徹底により、説明責任を果たし、局・区・事業本部の運営方針の公表など、わかりやすい行政運営を進めます。」

ここで述べられているように、教育委員の選考過程及び選任理由に関しても説明責任を果たすべきだと考える。

(3) 教育委員の選任は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法律」という。）第4条に「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」こととされている。したがって、教育委員の選任は、この法律の規定に基づき行わなければならない。確かに、公開された文書においては、法律に則って選任されていることは間違いない。

しかし、具体的な選考過程が公開された文書ではさっぱり分からない。すなわち、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者から、どのように絞っていったのか分からない。市長が議会に同意を求める前に、幾人かの候補者を挙げ、事務局員の意見等も参考にしながら最終的に決定されているはずである。その過程に、選考に関する文書が存在するはずである。その文書の公開を求めて異議申立てをした次第である。

(4) 教育委員は特別公務員である。さらには、教育委員会は市長部局傘下ではなく、独立の行政委員会である。なぜ、独立の行政委員会としたかは、戦後の様々な改

革の中核となっている国民主権の理念に基づいている。したがって、その選出に当たっては、透明性がなければならないと考える。

- (5) 国と教育との関係は、戦後の反省に基づき形成されてきた。故に、他の委員会や会議の委員以上に教育委員の選考には透明性が必要であると考え。また、一般公務員の人事については、プライバシーの観点から公表は限定されるが、特別職公務員の人事は公表されるべきであり、特に、教育委員は、横浜市の教育政策の重責を担う役職であるから、当然、その人事は公表されるべきである。
- (6) 教職員への処罰が甘いと市長が見解を述べたことが報道されたが、自分自身がかかわったこの教育委員の選考について非開示とするというのでは、自分についての処罰はどうなるのかということになる。
- (7) 仮に、教育委員の選考に関する文書が存在しないのならば、存在しないということ自体が問題である。
- (8) 教育委員の選任事務の進捗状況が選考途中の段階であるならば、その関連文書を公開することは選考事務の遂行上、問題があると考えるが、教育委員が決定した後ならば、選考過程を公開しても何ら支障はないと考える。

5 審査会の判断

(1) 教育委員の選任事務について

教育委員の選任については、法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命することとされている。

教育委員の任期満了時及び退任者が生じたときに後任者を任命するが、任命に当たっては議会の同意が必要であることから、総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）において任命に関する市会提案について起案し、市長までの意思決定を行っている。市会の同意を得た後、市長は新任の教育委員に任命辞令を交付する。

また、教育委員の辞職については、法律第10条の規定に基づき、教育委員は市長に辞職を願い出て市長及び教育委員会の同意を得ることとされている。辞職の際、市長は当該委員に退任辞令を交付する。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成14年度から平成16年度までの各年度における、市会の同意を得るために教育委員の任命についての議案を市会に提出することを意思決定した

決裁文書（以下「市会提案文書」という。）及び市会の同意後に教育委員の任命及び退任を発令することを意思決定した決裁文書（以下「任命発令文書」という。）である。

市会提案文書は、市会議案起案用紙、議案文、提案理由及び教育委員予定者の略歴から構成されており、任命発令文書は、起案用紙、起案本文、辞職願、辞令案、感謝状案等で構成されている。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、本件請求の対象行政文書には市会提案文書と任命発令文書が該当するため、それらを特定し開示決定を行ったと主張しており、申立人は、開示された文書の内容は教育委員の選考過程及び選任理由としては不十分であると主張している。そのため、当審査会は、本件申立文書の特定の妥当性について、まず、判断することとする。

イ 申立人は開示請求書に「・・・教育委員の退任理由及び教育委員の選任過程及び選任理由の行政文書（人事課）」と記載して本件請求を行っており、一方、本件申立文書には、教育委員の辞職願及び教育委員予定者の略歴が記録されており、それらは、それぞれ教育委員の退任理由と教育委員の選任理由の一部に当たる情報と考えることができる。また、本件申立文書の市会議案起案用紙、議案文、起案用紙及び起案本文に記録された内容は、教育委員予定者が教育委員に選任されるまでの一般的な過程が分かる情報である。これらのことから、本件申立文書は本件請求の対象行政文書であると認められ、本件申立文書を特定したことに問題はないと判断した。

(4) 本件申立文書以外の対象行政文書の存否について

ア 申立人は、本件申立文書のほかに、具体的な選考過程、すなわち人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者から、どのように絞っていったのかが分かる文書が存在するはずであると主張している。

上記(3)イで述べたとおり、本件申立文書には、教育委員が選任されるまでの一般的な過程と選任理由の一部に当たる情報が記録されている。このことから考えると、申立人のこの主張の趣旨は、複数の教育委員の候補者の中から教育委員予定者を選考し決定するまでの個別具体的な検討の状況とその者を選任した具体的な理由を求めているものと解することができる。

そこで、当審査会は、このような個別具体的な選考過程及び選任理由が記録さ

れている文書の存否について確認するため、平成17年12月2日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のような説明があった。

(ア) 教育委員の任命に当たっては市会の同意が必要であることから、任命権者である市長等の指示を受け、人事課において市会提案及び任命発令の起案を作成している。しかし、人事課は教育委員予定者の選考過程にはかかわっていないため、選考に関する資料は作成していない。教育委員のみではなく、任命に市会の同意が必要な特別職公務員の選考に人事課は関与していない。

(イ) 人事課は、顔写真等、教育委員の任命手続に必要な資料を取得するため、教育委員会事務局総務部総務課と事務連絡を行う。しかし、事務連絡の中で具体的な選考過程や選任理由を記録した文書を作成及び取得することはない。

(ウ) 市会の同意を得る日と同日に、総務局人事部人事課長は、教育委員の就任及び退職についての記者発表を行っている。記者発表資料には教育委員予定者の氏名、任期、略歴等を記録しており、本件申立文書の内容とほぼ同様である。

また、市会議員及び報道記者に対する予想質問とその回答案は作成していない。

イ このように、実施機関は、人事課においては教育委員予定者の選考は行っていないため、選考に関する文書は作成していないと主張している。申立人は、幾人かの教育委員候補者の中から事務局員の意見等も参考にしながら最終的に教育委員予定者が決定されているはずであるから、その過程に、選考に関する文書が存在するはずであると主張する。確かに、事務担当者も含んだ組織的な選考が行われているならば、申立人が言うような選考の具体的検討の状況や理由が分かる文書が作成される可能性もあると考えるが、文書存在の前提と申立人が考えるところの事務担当者を含む組織的な選考という方法は採られていないとする実施機関の主張は是認でき、そのため、選考に関する行政文書が存在しないという主張について特段不自然な点は認められない。

当審査会は、念のため、実施機関に再度確認したが、個別具体的な選考過程及び選任理由が記録された文書の存在について確認できず、存在すると推認させる事情も認めることはできなかった。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年 8 月 22 日	・ 実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成17年 9 月 8 日	・ 部会で審議する旨決定
平成17年 9 月 16 日 (第10回 第三部会)	・ 諮問の報告
平成17年 9 月 21 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成17年 9 月 22 日 (第69回 第一部会) 平成17年 9 月 30 日 (第71回 第二部会)	・ 諮問の報告
平成17年11月 4 日 (第13回 第三部会)	・ 審議
平成17年11月18日 (第14回 第三部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成17年12月 2 日 (第15回 第三部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成17年12月16日 (第16回 第三部会)	・ 審議
平成18年 1 月 20 日 (第17回 第三部会)	・ 審議